

●屋上利用広告（建造物を利用した広告物）の許可基準

地域等		許可がいないもの	許可を要するもの
自家 広告 物	禁止 地域	1 1棟について、表示面積は5㎡以下とする。	≪木造建築物≫ 1 1棟について、表示面積は10㎡以下とする。 2 上端の高さは、地上から12m以下とする。
		2 上端の高さは、地上から10m以下とする。	≪非木造建築物≫ 1 1棟について、表示面積は全壁面面積の10分の1（算出面積が10㎡に満たないときは10㎡）以下とする。 2 上端の高さは地上から軒高の3分の5（算出した高さが4.8mを超えるときは4.8m）以下とする。ただし、算出した高さが12m未満の場合は12m以下とする。 3 壁面から突き出さないこと。
		3 壁面から突き出さないこと。	
4 広告物自体の高さは2m以下とする。			
許可 地域	≪木造建築物≫ 自家広告物の禁止地域における許可を要するもの、の基準と同じ。（右上の欄）	許可を得ることにより、左の基準を超えて表示できるものではありません。	
	≪非木造建築物≫ 自家広告物の禁止地域における許可を要するもの、の基準と同じ。（右上の欄）		
一般 広告 物	禁止 地域	一般広告物は、禁止地域には表示（設置）できません。（適用除外を除く。）	
	許可 地域	一般広告物は、右の基準により許可を得て設置（表示）してください。（適用除外により許可不要なものを除く。）	≪木造建築物≫ 自家広告物の禁止地域における許可を要するもの、の基準と同じ。（上の欄） ≪非木造建築物≫ 自家広告物の禁止地域における許可を要するもの、の基準と同じ。（上の欄）

※屋上に掲出される広告物（工作物）は、景観に多大な影響を与えるおそれがあるとともに、設置される場所の関係から、損壊したときなどは、より大きな危害を及ぼすことが考えられます。設置（表示）者や管理者は、その影響の大きさを踏まえて計画してください。

※切り妻又は寄せ棟造りなどによる屋根をもつ建物の屋上利用広告物の表示面積については、計画する際にご相談ください。

※壁面（パラペットを含む。）から上部に連続して表示される広告物は、壁面利用広告として取り扱います。